

平成 29 年 5 月 12 日

お客様 各位

川 田 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 川田忠裕

営業停止処分に関するお知らせ

弊社は、元社員が国家公務員より不正に情報を入手したものとして、昨年 12 月、国家公務員法違反（そそのかしの罪）により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定していることに関して、監督官庁から平成 29 年 5 月 11 日付で建設業法に基づく下記の営業停止処分を受けましたのでお知らせ致しますとともに、本件処分に伴い、お客様をはじめ、関係の皆様にご迷惑をお掛けすることとなりますことを深くお詫び申し上げます。

営業停止期間中は、営業停止の範囲に含まれる新規契約および見積提出、打合せ等の営業行為が禁止されておりますので、弊社が禁止対象と判断した事項につきましては、対応を控えさせていただくこととしております。また、弊社営業担当者へのご来訪・お電話等につきましても、本人にお取次ぎできない場合がございますが、何卒事情をご賢察のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様にご迷惑をおかけしますことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

記

1. 停止の対象となる営業の範囲

中部地方整備局管内における鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

2. 期 間

平成 29 年 5 月 26 日から 6 月 1 日までの 7 日間

以上

《再発防止への取組み》

弊社は、本件不祥事発覚直後から、独自に再発防止への取組みを履践しておりますが、更に、会社から独立した外部の専門家で構成する調査委員会を設置し、同委員会より本件不祥事の事実関係の調査結果、及び違反行為等の背景・原因の分析結果の報告と再発防止のための提言を受けております。また、同委員会による調査において、弊社元社員が不正に入手したとされる情報について、有形無形を問わずあらゆる媒体において弊社内に存在しないことが確認されております。

皆様からの信頼回復を得られるよう、また二度とこのような不祥事を起こさぬよう、調査委員会の提言を踏まえた実効性の高い再発防止策を策定し、確実に履践してまいります。